

「岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画」の概要

I 施設の概要（P2～P9）

1 福祉総合相談センター

児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの5機関で構成される本県の福祉分野における総合的な相談施設として昭和48年に設置

※ 婦人相談所は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、令和6年4月1日から女性相談支援センターに移行

2 県民生活センター

県民生活に関する啓発活動、教育、相談等を行う消費生活センターとして昭和45年に設置（昭和59年に現在の施設に移転）

II 施設の運営状況（P10～P14）

1 福祉総合相談センター

- ・ 児童相談件数は2,076件で、平成25年度比で188%増加
- ・ 女性相談件数は1,599件で、近年は減少傾向
- ・ 身体障がい者相談件数は3,986件で、近年は4,000件前後で推移
- ・ 知的障がい者相談件数は798件で、近年は800件前後で推移
- ・ 精神保健福祉相談件数は8,190件で、近年は8,000件超で推移

2 県民生活センター

- ・ 消費生活相談件数は2,473件で、近年は2,500件前後で推移
 - ・ 交通事故相談件数は337件で、近年は300件から400件程度で推移
- ※ 件数はいずれも令和4年度実績

III 現状と課題（P15～P19）

1 福祉総合相談センター

- ・ 老朽化により安全・安心の確保が不十分
- ・ 職員の増加による執務スペースの狭隘化
- ・ 相談件数の増加に伴う相談室の不足
- ・ 個別的ケアが困難な一時保護所の改善 など

2 県民生活センター

- ・ 消費生活センター機能の変化に伴う設備の遊休化
- ・ 電話相談の増加による執務スペースの狭隘化 など

IV 改築整備の基本方針（P20～P21）

1 共通事項

- ・ ユニバーサルデザインやインクルーシブの視点に配慮した構造
- ・ 耐震性の確保や感染症対策など、防災等の視点に立った安全な施設
- ・ 保守管理の汎用性、耐久性に優れた資材の採用による施設の長寿命化など、経済性や効率性に配慮
- ・ 建築物の省エネや再生可能エネルギーの導入など脱炭素化に対応
- ・ 建物の高さ、形状・色彩など周辺環境との調和に配慮

2 福祉総合相談センター

- ・ 相談者のプライバシーや障がいの特性に配慮した相談室等を整備
- ・ 一時保護所は、利用者が安全・安心を感じられる生活空間を整備
- ・ 多様な相談に対応するため、関係機関との連携に配慮した構造

3 県民生活センター

- ・ 相談者のプライバシー確保や福祉関係窓口との連携による総合的な支援に配慮した構造
- ・ 消費生活相談のデジタル化に対応した環境を整備
- ・ 消費者教育や消費生活に関する啓発の拠点としての機能を整備

V 改築整備の基本計画（P22～P25）

1 整備予定地

(1) 基本的な考え方

以下の要件を考慮し、旧岩手県立盛岡短期大学跡地内に整備

- ① 隣接する盛岡市所管施設と一体となった公的福祉機関の拠点形成
- ② 関係機関との連携体制の維持により緊急時の迅速な対応が可能
- ③ 県有地であり必要な面積が確保可能

(2) 整備予定地の概要

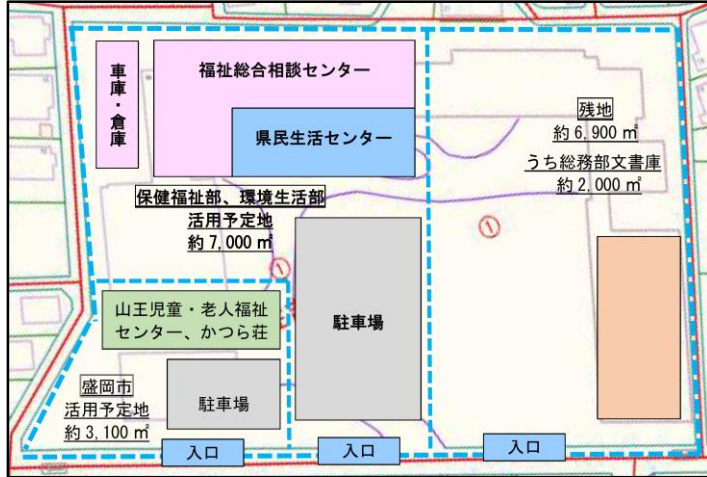
所在地	盛岡市住吉町110番2他（旧岩手県立盛岡短期大学跡地）
敷地面積	16,989.37㎡の一部（約7,000㎡）
用途地域	第一種住居地域※
その他	建ぺい率：60% 容積率：200% 防火地域：準防火地域

※ 法令上「公益上必要な建築物に類するもの」に該当するため、当該用途地域への建築は可能であること

(3) 移転整備地の状況

- ・ 国道4号や盛岡バスセンターに近接し、交通アクセスは良好
- ・ 連携機関である盛岡東警察署や医療機関が近隣に立地

【配置イメージ】 ※ 今後の検討過程で変更があり得るもの



2 施設の規模等

- ・ 施設の延床面積は、全体で4,912.08㎡を見込む
- ・ 両センターの動線を分離し、利用者の安全・プライバシーを確保

【整備面積の内訳】

(単位：㎡)

区分	現有面積	整備面積	増減
福祉総合相談センター	3,340.57	4,459.83	1,119.26
児童相談所	789.97	1,444.78	654.81
婦人相談所	89.83	368.20	278.37
身体障害者更生相談所	92.24	44.07	▲ 48.17
知的障害者更生相談所	57.43	159.62	102.19
精神保健福祉センター	285.07	344.22	59.15
入居団体	623.91	194.96	▲ 428.95
共用部(廊下等)	1,402.12	1,903.98	501.86
県民生活センター	2,065.30	452.25	▲ 1,613.05
県民生活センター	1,991.80	411.85	▲ 1,579.95
入居団体	73.50	40.40	▲ 33.10
合計	5,405.87	4,912.08	▲ 493.79

※今後の検討過程で変更があり得るもの

【各機関の整備の基本的な考え方】

① 福祉総合相談センター

ア 児童相談所

- ・ 相談件数の増加に対応した相談室の設置や相談の可視化に必要な設備、集団療法に対応した療法スペース等を整備
- ・ 一時保護所は、児童居室の個室化や運動スペース等を整備

イ 婦人相談所

- ・ 相談者の秘匿性を確保するため、専用の相談室等を整備
- ・ 同伴乳幼児に配慮し、保育・遊戯スペース等の設備を整備

ウ 身体障害者更生相談所

- ・ 医学判定等を行うためのスペースを確保

エ 知的障害者更生相談所

- ・ 車いす、バギー利用者の施設内の円滑な移動や、行動観察等の各種判定の実施に必要なスペースを確保

オ 精神保健福祉センター

- ・ 相談者への影響を防ぐため、専用の相談室等を整備
- ・ 相談者が不穏状態となった場合の職員の安全性を確保するため、離脱用ドアや緊急ベルなどの設備を整備

② 県民生活センター

- ・ 県内の消費生活センターの支援機能を充実するため、相談室等を配置するとともに、消費生活相談のデジタル化に必要な環境を整備
- ・ 消費生活に係る情勢の変化に伴い、遊休化又は利用が低調な設備は廃止・縮小

③ 入居団体

現入居団体との連携による相談支援機能の強化を図るため、引き続き入居スペースを確保

VI 整備スケジュール (P25)

令和9年度中の供用開始を目指す。

